

# 保健師に係る研修のあり方等に関する検討会 最終とりまとめ 概要 ～自治体保健師の人材育成体制構築の推進に向けて～

## I はじめに

- 地域保健対策の主要な担い手である地方公共団体(以下「自治体」という。)に所属する保健師の能力の養成は、自治体の保健福祉施策の推進において重要である。各自治体には、人事評価制度や人材育成基本方針に沿って、保健師の体系的な人材育成を図ることが求められている。
- 自治体保健師に求められる能力を整理するとともに、各自治体における研修体制構築の推進策や関係機関等との連携のあり方等について議論を重ね、その成果をとりまとめた。

## II 体系的な研修体制の構築

### 1. 自治体保健師に求められる能力について

#### (1)「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」による能力の整理

- 保健師免許取得までの教育背景や就職までの職務経験が多様化する中で、保健師の能力は経験年数に応じて一様ではないことから、各保健師の能力の獲得状況を的確に把握するため、能力の成長過程を段階別に整理したキャリアラダーが必要である。
- 本検討会では、自治体保健師に概ね共通して求められる標準的な能力を「専門的能力に係るキャリアラダー」と「管理職保健師に向けたキャリアラダー」に分けて整理した。
- 各自治体は、「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」を参照しつつ、自組織の保健師の年齢構成や職務範囲等を踏まえて、独自の保健師のキャリアラダーを作成することが必要である。

## (2) 統括的な役割を担う保健師に求められる能力とその育成

- 統括的な役割を担う保健師(以下「統括保健師」という。)の役割は、「保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進」、「技術的及び専門的側面からの指導及び調整」、「人材育成の推進」である。これらの役割を果たすために必要な能力は、「組織横断的な調整や交渉を行い、保健活動を総合的に推進する能力」、「保健師として専門的知識・技術について指導する能力」、「組織目標等に基づき保健師の人材育成体制を整備する能力」である。
- すでに自治体に配置されている統括保健師は、上記に加え、多様な役割を担っており、各自治体が統括保健師の育成を行うに当たっては、自組織の統括保健師の役割の範囲と求められる能力を確認し、それらの能力が獲得できるよう、ジョブローテーションによるOJTと研修を組み合わせた早期からの計画的な人材育成が必要である。

## 2. 体系的な研修体制構築の推進

### (1) 組織全体で取り組む人材育成

- 効果的な保健師の人材育成体制構築のためには、まず保健師間で人材育成の方針等について議論を重ね、人材育成指針を定め、共通理解を図ることが必要である。その上で、自治体の人事部門と共に検討する場を設け、保健師の人材育成について組織的に推進することが重要である。

### (2) キャリアパスを活用した体系的な人材育成体制構築の推進

- ジョブローテーションによるOJTと研修を組み合わせた人材育成により能力を積み上げる道筋をキャリアパス等として示し、可視化することが重要である。
- 人事部門をはじめとする人材育成に関係する自治体内の各部署が連携して、保健師のキャリアパスを作成するプロセス等を通して、保健師の体系的な人材育成の必要性の理解促進や体制構築の推進が期待される。

### (3) 個別性に着目した人材育成の推進

- 保健師の基本的能力の習得状況を確認しつつ、個別性に着目した人材育成を行うことは重要である。
- 産前産後休業や育児休業等により長期間職場を離れた保健師の人材育成やキャリア継続支援においても、個別の事情を勘案した人材育成が求められる。
- 個々の保健師の業務経験や研修受講履歴等を共通の様式に記録することにより、獲得した能力等を自ら確認すると共に、上司との面談等において共有して人材育成計画に反映するなど、効果的かつ組織的な人材育成の推進が期待される。

### Ⅲ 国の役割及び自治体間や関係機関との連携推進

#### 1. 国及び国立保健医療科学院の役割

- 国は各自治体における保健師の人材育成体制の構築が一層推進されるよう、関係機関と連携し、具体的な推進方策について周知を図るべきである。
- 国立保健医療科学院は、研修を受講した都道府県等の保健師が当該地域の自治体の人材育成に寄与するといった波及効果を生むよう研修の充実を図ると共に、実践的研究等を通じて、全国自治体保健師の人材育成の取組や研修の質向上に寄与するよう努める。

#### 2. 都道府県と市町村との連携推進

- 都道府県や保健所が、市町村の人材育成に係る実態を把握する体制を整えるなど、計画的かつ継続的に市町村の人材育成を支援・推進することが今後も必要である。特に小規模自治体への支援が重要である。
- 規模や特性が近い市町村間の連携も重要であり、既存の市町村間連携のしくみを活用し、人材育成を担当する市町村の保健師同志が顔の見える関係性を構築し連携促進を図る。

#### 3. 教育機関との連携推進

- 教育機関との連携に際しては、自治体が主導し、保健師の人材育成において教育機関と連携する目的や目標を明確にした上で、互いの強みと弱みを確認し、それを補完し合い、双方の特徴を活かした連携策が効果的である。
- 教育機関が自治体保健師の現任教育に関与する意義や多様な関わり方を、教育機関に対して広く周知することが重要である。

#### 4. 関係機関との連携推進

- 自治体保健師の現任教育において関係機関との連携推進を図るためには、双方のメリットを明らかにし、それぞれの特性や役割、連携による効果等を互いに理解・共有することが重要である。

### Ⅳ 自治体保健師の人材育成に資する今後の研修事業のあり方

- 自治体保健師を対象とした各種研修事業の実施者が、研修対象者や到達目標等を「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」と関連付けて明示することにより、各研修の人材育成上の位置づけを明確にすることができ、各自治体の人材育成において研修が一層有効に活用されることが期待される。